

「INTERLAW」の連携を駆使しながら 得意分野をもつジェネラリストが対応

得意分野をもつジェネラリストの集まりである桃尾・松尾・難波法律事務所は、「企業の頼れる窓口」として知られる。アジアなどの海外案件では、全世界120都市・約5000名の弁護士が所属するグローバルネットワーク「INTERLAW」を駆使しながら、質の高いソリューションを提供している。

M&A、独禁法、紛争処理、 知財など幅広い分野をカバー

桃尾・松尾・難波法律事務所は、1989年4月にネームパートナーである桃尾重明・松尾眞・難波修一の3人の弁護士を中心に発足した。以来、各人が得意分野をもちつつ、それ以外の分野でも一定レベルで対応できる弁護士で構成するローファームを志向してきた。今では、弁護士33名および外国弁護士1名を擁する総合法律事務所として活動している。

「当事務所には、会社法、M&A、独占禁止法、倒産関連、知的財産関係、労働法、訴訟・仲裁等の紛争処理など様々な分野を得意とする弁護士がいます。ただし、企業の法的問題は、複数の分野に関係する場合がありますし、予防法的な業務と紛争処理業務も密接な関係があります。私たちは、企業が『まずはこの事務所に相談してみよう』と、思っただけのような、各人が得意分野と総合力を兼ね備えたジェネラリストを目指しています」(難波氏)。

最近、中国などのア

ジア関連のビジネスを展開する日本企業のサポート案件が増えているが、アジアと一口に言っても企業法制度の成熟度は国・地域によって大きく異なる。

独占禁止法の分野において、向宣明氏は、「韓国のようにかなり先進的な国もあれば、経済発展に比べて企業法制の確立と浸透が遅れている国も存在します。中国では、地域や案件内容によって法制度の運用や判断が微妙に変わってくる場合もあります」と指摘する。

中国では、経済発展によるビジネス活動の活発化を受けて企業法制度の整備が急ピッチで進んでいる。このような過渡期の状況下では、スピーディーな法解釈が求められる案件の発生と、該当法制度の確立および運用開始がほぼ同時というケースがときどき発生するという。



弁護士 難波 修一氏

向氏がかつて担当した案件でも、ある企業結合案件に対して、中国の商務省(MOFCOM)がどのような判断を下すかが成否を左右する事態に直面した。そして、ちょうどその案件が進行している最中に、新たに成立した中国国内の独占禁止法の運用に関する調整が進めら

れていた。

メンバーファームとは “顔の見える”信頼関係

アジアをはじめとした海外案件に対する同事務所の強みは、ワールドワイドな法律事務所のネットワーク「INTERLAW」をフル活用できる点だ。INTERLAWは1982年にロンドンで発足し、今では全世界120都市・計75のローファームの弁護士約5000名が属している(2011年2月21日現在)。参加ローファームは、原則「1都市:1事務所」(1事務所が複数の都市をカバーするケースもある)。アジアでは、韓国、中国(北京・上海・広州・香港)、フィリピン、タイ、マレーシア、ベトナム、インドネシア、インドにそれぞれメンバーファームが存在する。日本からの参加は、INTERLAWの発足時にネームパートナーである桃尾氏が関与した経緯もあって、桃尾・松尾・難波法律事務所のみとなっている。

「ある日本企業同士の買収案件で、マレーシアとフィリピンにある拠点の統廃合が問題になりました。特に人員削減はデリケートなテーマで、現地のビジネスカルチャーや労働環境などと密接に関係するため、慎重な対応が必要でした。そこで私たちはINTERLAWのメンバー

ファームにコンタクトを取り、法務デューデリジェンスを依頼しただけでなく、彼らの助力を得てローカル事情に適した処理を行うことで、スムーズな決着を実現しました。また、最近、特に建築関係などの分野で、アジアの国々で日本の企業が紛争に巻き込まれる案件も増えていますが、その場合も、INTERLAWのメンバーと連携し、タイムリーかつ強力な対応が可能です」(難波氏)。

ローファームネットワークとしてのINTERLAWの特徴は大きく2つ。一つは、適切なクオリティコントロールが施されていること。メンバーになる際に本部の厳格な審査が行われるのみならず、その後も、各メンバーからの評価を本部が集約してフィードバックすることにより、継続的かつ恒常的にクオリティコントロールが行われる。

さらにINTERLAWでは毎年、世界大会と地域大会を開催しており、メンバーファームはこれらの機会を通じて、親ばくを深め合うとともに“顔が見える”信頼関係を構築する。

「地域に根づいた適切なサイズのローファームとつねに連携が取れることは、スピーディーに案件を進めたいクライアントにとってメリットが大きいのではない

でしょうか。また、『アジアのベンチャー企業が日本市場への進出を検討しているのでアドバイスをくれないか』といった依頼をメンバーファームから受けることもあります。日本国内での一般的な知名度は低い将来性のある現地の中小・中堅企業の動向把握にも役立ちます」(弁護士の上村真一郎氏)。

複数の選択肢の中から 案件に即したサポートを提供

INTERLAWのもう一つの特徴が、「縛りのない、ゆるやかなネットワーク」であることだ。同事務所では案件内容によって、事務所内の弁護士で対応するか、INTERLAWのネットワークを活用するか、参加していないローファームとの連携を探るか、などを判断する。

「法律事務所の海外展開には、①現地拠点を構える②グローバルレベルのネットワークに参加する——の大きく2つの方法が考えられます。例えば中国に拠点を構えても、実際には現地の独立系



弁護士 向 宣明氏



弁護士 上村 真一郎氏

ワークという柔軟性の高い選択肢があるので、案件内容に即したサポートを提供することができます」(向氏)。

同事務所ではアジアに強い人材育成にも力を入れている。これまでは、入所後3~4年の新人弁護士(アソシエイト)は米国のロースクールに留学させ、その後は米国や欧州の法律事務所研修することが多かった。今後は、ロースクール卒業後はアジアの法律事務所学ばせることも検討している。「得意分野を持ちつつジェネラリストでもある私たちが、契約やコンプライアンスなど様々な予防法的なアドバイスをする場合でも、それだけに終わらずに、同じ弁護士がそのまま紛争への対応も行うことができます。アジア案件についても同様の体制で臨んでおりますので、『頼れる窓口』としてご活用ください」(難波氏)。

同事務所では、INTERLAWというグローバルネットワークを駆使しながら、一般企業に起こり得る法的問題を広範にカバーしている。提供するソリューションのクオリティと対応能力の高さは、多様なビジネス文化が交差するアジアでも存分に発揮されるだろう。

■ 国際的なローファームネットワーク「INTERLAW」



INTERLAW 参加のローファームの連絡先が記載されている冊子

INTERLAWは、世界大会、地域大会、セミナーなどを通じて弁護士相互のネットワークを強化している。2010年の世界大会は、日本企業の進出先としても注目を集めるインドで開催。現地のビジネス法制などをめぐる情報交換が行われた。

ローファームの協力が欠かせない案件もあるでしょう。また、メンバーファーム以外の連携が認められないような閉鎖的なローファームのグループも、同様のケースでは動きが取りづらい。私たちにはINTERLAWの国際ネット